

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年12月

JBS Newsletter
2021年2月8日

Contents

税務法規

1. 企業所得税

▶ 「広告費及び業務宣伝費支出の損金算入に関する事項についての公告」(財政部、国家税务总局公告[2020]43号) (“43号公告”)ほか

2. 個人所得税

▶ 「一部の納税者に係る個人所得税の源泉徴収方法のさらなる簡便化、最適化に関する公告」(国家税务总局公告[2020]19号) (“19号公告”)ほか

3. その他

▶ 国家税务总局海南省税务局、寧波市税务局、安徽省税务局、重慶市税务局がそれぞれ財産及び行為税の統合納税申告に関する公告を公布ほか

商務法規

▶ 「上海市人民政府弁公庁:『上海市における外資研究開発センターの設立及び発展の奨励に関する規定』の公布に関する通知」(滬府弁規[2020]15号) (“15号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2020年12月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2020年 12月 04日 第2020047号
- ▶ 2020年 12月 11日 第2020048号
- ▶ 2020年 12月 18日 第2020049号
- ▶ 2020年 12月 24日 第2020050号
- ▶ 2020年 12月 31日 第2020051号

Japan Business Servicesグループで、2020年12月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1.企業所得税

- ▶ 「広告費及び業務宣伝費支出の損金算入に関する事項についての公告」(財政部、国家税務総局公告 [2020]43号) (“43号公告”)

概要

財政部及び国家税務総局は2020年11月27日付で、2021年1月1日以降の広告費及び業務宣伝費支出の損金算入に関する事項について規定した43号公告を公布した。

43号公告の主な内容は次のとおりである。

化粧品製造及び販売、医薬品製造及び飲料製造(酒類の製造を含まない)企業

発生した広告費及び業務宣伝費のうち、当年度の売上高(営業収入)の30%を超えない部分は損金算入することができ、これを超える部分は以後の納税年度に繰り越して損金算入することができる。

広告費及び業務宣伝費の分担契約(“分担契約”)を締結している関連企業

関連企業の一方で発生した損金算入限度額(当年度の売上高(営業収入)の一定割合)を超えない広告費及び業務宣伝費は、当該企業において損金算入することも、そのうちの一部または全部を分担契約に従って他方に帰属させ、他方において損金算入することもできる。企業は当該企業で発生した損金算入限度額(当年度の売上高(営業収入)の一定割合)を超えない広告費及び業務宣伝費、及び関連企業が当該企業に帰属させた、関連企業の損金算入限度額を超えない広告費及び業務宣伝費を損金算入することができる。

タバコ企業

タバコの広告費及び業務宣伝費は、一律に損金算入できない。

43号公告における広告費及び業務宣伝費に関する損金算入規定は、財税[2017]41号 (“41号通達”) (2020年12月31日まで適用)の政策を継続するものとみなすことができる。43号公告の適用期間は、2021年1月1日から2025年12月31日までである。

43号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/09/content_5568501.htm

41号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/201705/t20170531_2611605.htm

- ▶ 「IC産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための企業所得税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工業及び情報化部公告[2020]45号) (“45号公告”)

概要

「新時代におけるIC産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策に関する通知」(国發[2020]8号) (“8号通達”)に基づき、財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工業及び情報化部は共同で、関連事項の実施について規定した45号公告を公布した。

45号公告の主な内容は次のとおりである。

8号通達における租税優遇規定

租税優遇	8号通達における規定	詳細措置
IC生産企業またはプロジェクトに対する企業所得税の優遇政策		
10年免除	国家が奨励する、ICの線幅が28ナノメートル以下で、かつ経営期間が15年以上のIC生産企業またはプロジェクトは、第1年度から第10年度まで企業所得税を免除する。	<p>▶ 国家が奨励するIC生産企業及びプロジェクトのリストは、国家発展改革委員会、工業及び情報化部が財政部、国家税務総局などと共に制定する。</p>
第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、第6年度から第10年度まで25%の法定税率を半減し、企業所得税を徴収する（“5免5減”）	国家が奨励するICの線幅が65ナノメートル以下で、かつ経営期間が15年以上のIC生産企業またはプロジェクトは、“5免5減”的租税優遇を適用することができる。	<p>▶ IC生産企業として租税優遇政策の適用を受ける場合、優遇期間は利益獲得年度から起算する。IC生産プロジェクトとして租税優遇政策の適用を受ける場合、優遇期間はプロジェクトが最初の生産経営収入を得た納税年度から起算する。</p>
第1年度から第2年度まで企業所得税を免除し、第3年度から第5年度まで25%の法定税率を半減し、企業所得税を徴収する（“2免3減”）	国家が奨励するICの線幅が130ナノメートル以下で、かつ経営期間が10年以上のIC生産企業またはプロジェクトは、“2免3減”的租税優遇を適用することができる。	
欠損金の繰越	国家が奨励するICの線幅が130ナノメートル以下のIC生産企業で、国家が奨励するIC生産企業のリストに載った年度の前5か納税年度に生じた未補填の欠損金は以後の年度に繰り越すことができるが、最長10年を超えてはならない。	<p>▶ IC生産プロジェクトは単独で会計計算を行い、所得を計算し、かつ期間費用を合理的に配分する。</p>
ICパッケージなどの企業及びソフトウェア企業に対する企業所得税の優遇政策		
“2免3減”	国家が奨励するICの設計、装備、材料、パッケージ、テストに従事する企業及びソフトウェア企業は、利益獲得年度から“2免3減”的租税優遇を適用することができる。	<p>▶ 国家が奨励するICの設計、装備、材料、パッケージ、テストに従事する企業及びソフトウェア企業の条件は、工業及び情報化部が国家発展改革委員会、財政部、国家税務総局などと共に制定する。</p>
5年免除 + 以後の年度における10%の税率適用	国家が奨励する重点IC設計企業及びソフトウェア企業は、利益獲得年度から起算して、第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、以後の年度は10%の軽減税率で企業所得税を徴収する。	<p>▶ 国家が奨励する重点IC設計企業及びソフトウェア企業のリストは、国家発展改革委員会、工業及び情報化部が財政部、国家税務総局などと共に制定する。</p>

45号公告において明確にされた事項

経過措置

8号通達が公布される前の、以下に挙げる従来の政策の適用条件を満たし、かつ2019年以前に優遇期間に入った企業またはプロジェクトは、2020年以降、従来の政策の規定に従って期間満了まで当該政策の適用を受けることができる。

従来の優遇政策	詳細規定
IC生産企業またはプロジェクトに適用される“5免5減”的優遇政策	<ul style="list-style-type: none">▶ ICの線幅が0.25ミクロン未満であるか、投資額が80億元を超えるIC生産企業は、認定を受けた後、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。そのうち、経営期間が15年以上の企業は、2017年12月31日以前の利益獲得年度から優遇期間を起算して、期間満了まで“5免5減”的の租税優遇を適用することができる。(財税[2012]27号)▶ 2018年1月1日以降に投資し、新設された、ICの線幅が65ナノメートル未満であるか、投資額が150億元を超え、かつ経営期間が15年以上のIC生産企業またはプロジェクトは、期間満了まで“5免5減”的の租税優遇を適用することができる。(財税[2018]27号)
IC生産企業またはプロジェクトに適用される“2免3減”的優遇政策	<ul style="list-style-type: none">▶ ICの線幅が0.8ミクロン以下のIC生産企業は、認定を受けた後、2017年12月31日以前の利益獲得年度から優遇期間を起算して、期間満了まで“2免3減”的の租税優遇を適用することができる。(財税[2012]27号)▶ 2018年1月1日以降に投資し、新設された、ICの線幅が130ナノメートル未満で、かつ経営期間が10年以上のIC生産企業またはプロジェクトは、期間満了まで“2免3減”的の租税優遇を適用することができる。(財税[2018]27号)
IC設計企業及びソフトウェア企業に適用される“2免3減”的優遇政策	<ul style="list-style-type: none">▶ 適格のICのパッケージ、テストに従事する企業及びICの重要な専用材料の生産企業、ICの専用設備の生産企業は、2017年以前に利益が実現した場合、利益獲得年度から起算して、“2免3減”的の租税優遇を適用することができる。(財税[2015]6号)▶ 法によって設立された適格のIC設計企業及びソフトウェア企業は、2018年12月31日以前の利益獲得年度から起算して、期間満了まで“2免3減”的の租税優遇を適用することができる。(財政部、国家税務総局公告[2019]68号)▶ 財税[2012]27号及び財税[2016]49号の通達に規定するIC設計企業及びソフトウェア企業は、2019年12月31日以前の利益獲得年度から起算して、期間満了まで“2免3減”的の租税優遇を適用することができる。(財政部、国家税務総局公告[2020]29号)

上述の通達は2020年に失効したことを踏まえ、従来の政策の適用条件は満たすが、2019年までにまだ優遇期間に入っていない企業またはプロジェクトは、2020年以降、従来の政策を適用することはできない。そのため、これらの企業は8号通達及び45号公告における新たな租税優遇の適用可否を検討する必要がある。

複数の優遇政策を重複して適用することはできない

IC企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業が、45号公告に基づき、複数の優遇政策の条件を満たす場合、いずれか1つの政策を選択し、適用することができる。

すでに優遇期間に入っている場合、企業は残余期間においていずれか1つの政策を選択し、適用することができる。

関連政府部門のモニタリング政策

- ▶ 45号公告に規定する租税優遇がリストにより管理される場合、国家発展改革委員会、工業及び情報化部は毎年3月末までに、規定に従って財政部、国家税務総局に前年度の優遇適用可能な企業及びプロジェクトのリストを提出する。
- ▶ リストによる管理が行われない場合、税務機関は発展改革委員会、工業及び情報化部に確認を依頼する。

45号公告は2020年1月1日から施行される。同時に、財税[2012]27号の第2条にある“認定を受けた後、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する”という規定及び第4条にある“国家計画区域内の重点ソフトウェア企業及びIC設計企業が当年に免税優遇を受けていない場合、10%の軽減税率で企業所得税を徴収することができる”という規定の執行を停止する。

45号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202012/t20201216_3635155.htm

8号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content_5532370.htm

2.個人所得税

- ▶ 「一部の納税者に係る個人所得税の源泉徴収方法のさらなる簡便化、最適化に関する公告」(国家税務総局公告[2020]19号) (“19号公告”)

概要

雇用の安定、消費の促進を一層支援するために、国家税務総局は2020年12月4日付で、一部の納税者に係る個人所得税の源泉徴収方法のさらなる簡便化、最適化に関する19号公告を公布した。

19号公告の主な内容は次のとおりである。

適格の納税者及び簡便的な個人所得税の源泉徴収方法

適格の納税者	<p>適格の納税者は、以下の条件を同時に満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 前納税年度の1月から12月まで同一の組織で勤務し、かつ給与所得の個人所得税が源泉徴収されていたこと▶ 前納税年度の1月から12月までの給与収入の累計額(年1回性賞与などの各種給与所得を含み、かつ費用や免税収入を控除する前の金額)が6万元を超えないこと▶ 本納税年度の1月以降も当該組織で勤務し、かつ給与所得を得ていること
簡便的な個人所得税の源泉徴収方法	<ul style="list-style-type: none">▶ 源泉徴収義務者が本納税年度の個人所得税を源泉徴収する際、1月から直接、累計控除費用の年額(6万元)を控除する。言い換えれば、納税者の累計収入が6万元(“三陰一金”などの各種控除項目を考慮しない場合)を超えた当月及び年内のその後の月において、個人所得税が源泉徴収される。▶ 源泉徴収義務者は規定に従って全員全額源泉徴収申告を行い、かつ「個人所得税源泉徴収申告表」にある該当納税者の備考欄に“前年の各月に申告を行い、かつ年間収入が6万元を超えない”と記載する。

19号公告の公布は、年間を通じて同一の雇用主のもとで勤務し、かつ年間の累計収入が6万元を超えない納税者のキャッシュフロー負担及び源泉徴収義務者の税金申告作業の一層の軽減を図ることを目的としている。この措置により、納税者が個別の月に多額の給与を取得して、年内には個人所得税を仮納付するが、確定申告時には税額還付を申請するという状況を避けることができる。

19号公告は2021年1月1日より施行される。当該公告は、累計源泉徴収法によって労務報酬所得の個人所得税が源泉徴収される居住者個人(例えば保険ブローカー)にも適用される。

19号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5159450/content.html>

- ▶ 「海南省財政厅、国家稅務總局海南省稅務局、海外省市場監督管理局、中共海南省委員会人材發展局：海南自由貿易港のハイエンド・不足人材に係る個人所得税優遇政策の実施に関する問題についての通知」（瓊財税[2020]1019号）（“1019号通達”）

概要

「海南自由貿易港のハイエンド・不足人材に係る個人所得税政策に関する通知」（財税[2020]32号）（“32号通達”）にある、2020年1月1日から2024年12月31日までの期間において、海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び不足人材の個人所得税の実質税負担が15%を超える部分は免除するという規定及び「海南自由貿易港において個人所得税の優遇政策の適用を受けるハイエンド・不足人材リスト管理暫定弁法」（瓊府[2020]41号）（“41号通達”）の規定に基づき、海南省の政府機関は2020年12月18日付で、次の事項について規定した1019号通達を公布した。

（32号通達及び41号通達については、「中国稅務及び投資法規速報（日本語要約版）」2020年7月号、9月号を参照。）

優遇条件を満たす所得の範囲

32号通達によれば、優遇政策の適用を受けられる所得には、海南自由貿易港を源泉とする総合所得（給与、労務報酬、原稿料、使用料の4つの所得を含む）、経営所得及び海南省が認定した人材手当性所得が含まれる。1019号通達では、海南を源泉とする各所得について、さらに明確にしている。海南省が認定した人材手当性所得は、任職、雇用に関わる場合は総合所得に計上し、生産・経営活動への従事に関わる場合は経営所得に計上する。

個人所得税の減免税額の計算

適格の個人が取得する海南以外を源泉とする収入の影響を排除するために、1019号通達では、個人所得税の減免税額の計算式について次のように規定している。

居住者個人	非居住者個人
<p>総合所得</p> <p>減免税額 = (総合所得の納稅額 - 総合所得の課税所得額 × 15%) × 海南を源泉とする総合所得収入額 ÷ 総合所得収入額</p>	<p>給与所得</p> <p>非居住者個人の給与所得の減免税額 = (給与所得の納稅額 - 給与所得の課税所得額 × 15%) × 海南を源泉とする給与所得収入額 ÷ 給与所得収入額</p> <p>労務報酬、原稿料、使用料所得</p> <p>非居住者個人の労務報酬、原稿料、使用料所得の減免税額 = 海南を源泉とする納稅額 - 海南を源泉とする課税所得額 × 15%</p>
<p>経営所得</p> <p>減免税額 = (経営所得の納稅額 - 経営所得の課税所得額 × 15%) × 海南を源泉とする経営所得の課税所得額 ÷ 経営所得の課税所得額</p>	

個人所得税の還付申請

- ▶ ハイエンド・不足人材と認定された個人は、海南を源泉とする総合所得について、翌年3月1日から6月30日までの間に海南で個人所得税の年度申告を行う際に税額還付を申請する。経営所得については翌年1月1日から3月31日までの間に税額還付を申請する。
- ▶ 非居住者個人は、税務専門サービス機関、その他の組織または個人に還付申請の代理を委託することができる。

1019号通達では、ハイエンド・不足人材リストの生成プロセス、関連部門の責任、紛争の解決方法などについても規定している。

1019号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://hnftp.gov.cn/zcfg/zcwj/hnzc/202012/t20201218_3309171.html

41号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.hainan.gov.cn/hainan/szfwj/202008/6bed34c38df74affa929c4f78292fc9c.shtml>

32号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540853.htm

3. その他

- ▶ **国家税务总局海南省税务局、寧波市税务局、安徽省税务局、重慶市税务局がそれぞれ財産及び行為税の統合納税申告に関する公告を公布**

概要

租税に係るビジネス環境を持続的に最適化し、企業の申告の負担を軽減するために、「納税・費用納付の利便化改革の推進と租税に係るビジネス環境の最適化のための若干の措置に関する通知」(税総発[2020]48号) (“48号通達”)に基づき、海南、寧波、安徽、重慶などを含む複数の地方税務機関が、財産及び行為税の統合納税申告の実施に関する公告を公布した。

国家税务总局海南省税务局公告[2020]11号(“11号公告”)を例に挙げると、当該公告には主に以下の内容が含まれる。

統合納税申告が適用される財産及び行為税

2020年12月1日より、納税者が契税、環境保護税、耕地占用税、土地增值税、不動産税、資源税、印紙税、タバコ税、城鎮土地使用税、車船税の申告を行う際は、「財産及び行為税納税申告表」を使用する。

新たな「財産及び行為税納税申告表」

「財産及び行為税納税申告表」(11号公告の添付1)には、1枚の主表及び1枚の減免税に関する附表が含まれる。納税者は主表に納税状況を記入し、附表において各種減免税の適用に係る申告をする(該当する場合)。納税申告前に、「財産及び行為税税源明細表」(11号公告の添付2)の税源に関する情報(例えば、城鎮土地使用税に係る土地情報、不動産税に係る不動産情報など)を確認する。税源情報に変更があった場合は、「財産及び行為税税源明細表」に記入し、データを更新してから納税申告を行う。

納税期限

納税回数を減らし、申告納税の利便性を高めるために、11号公告では、2021年1月1日から資源税と印紙税の納税期限を調整し、四半期ごとまたはその都度の納税を実行すると定めている。四半期ごとに納税する場合、納税者は四半期の終了した日から15日以内に申告、納税しなければならない。納税期限の異なる各税金は統合申告を行うことができる。例えば、ある企業が四半期ごとに城鎮土地使用税を納付し、月ごとに土地增值税を予定納付している場合、4月の申告期間内において、当該企業は第1四半期の城鎮土地使用税と3月分の土地增值税を統合申告することができる。

各地の税務機関が公布した公告の内容は似ているが、各地で講じられる具体的な措置は異なる可能性がある。納税者は所轄税務機関が公布した公告を閲読し、税務コンプライアンスに関わる具体的な運用についても確認のうえ、申告の正確性に留意しなければならない。

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://hainan.chinatax.gov.cn/xxgk_6_1/20130463.html

「国家税务总局寧波市税务局:財産及び行為税の統合納税申告の実施に関する公告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://ningbo.chinatax.gov.cn/art/2020/11/26/art_3540_153022.html

「国家税务总局安徽省税务局:財産及び行為税の統合納税申告の実施に関する公告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2020/11/23/art_13773_44639.html

「国家税务总局重慶市税务局:財産及び行為税の統合納税申告の実施に関する公告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://chongqing.chinatax.gov.cn/cqtax/xxgk/tzgg/202011/t20201123_319303.html

- ▶ 「新規納税者における增值税専用発票の電子化の実行に関する事項についての公告」(国家税务总局公告[2020]22号) (“22号公告”)

概要

電子発票の使用を促進するため、国家税务总局は2020年12月21日付で、新規納税者における增值税専用発票の電子化(“専用発票の電子化”)の実行に関する事項について規定した22号公告を公布した。22号公告は2020年12月21日より施行される。

22号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 2020年12月21日より、天津、河北、上海を含む11地域の新規納税者を対象に専用発票の電子化を実行する。また、2021年1月21日より、北京、山西、遼寧を含む25地域の新規納税者を対象に専用発票の電子化を実行する。発票の受領者の範囲は中国全土とする。

- ▶ 増税電子専用発票（“電子専用発票”）は、発票専用印の代わりに電子署名を採用し、その法的効力、基本用途、基本的な使用規定などは紙の増税専用発票（“紙の専用発票”）と同じである。
- ▶ 税務機関は電子専用発票と紙の専用発票の合計数に応じて、納税者の増税専用発票の使用数量を査定する。電子専用発票と紙の専用発票の最高発行限度額（増税税金統制システム）は同じとする。

22号公告では、販売物品の返品、発行した発票の誤記、課税サービスの中止、売上値引きなどの状況が発生し、赤字電子専用発票の発行が必要となった場合の関連手続きについても明らかにしている。専用発票の電子化を実行する新規納税者の具体的な範囲は、各省レベルの税務機関が決定する。

22号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html>

商務法規

1. 外商投資関連

- ▶ 「上海市人民政府弁公庁：『上海市における外資研究開発センターの設立及び発展の奨励に関する規定』の公布に関する通知」（滬府弁規[2020]15号）（“15号通達”）

概要

開放の一層の拡大を図り、外国投資者が上海に研究開発センターを設立することを奨励するために、上海市人民政府弁公庁は2020年11月2日付の15号通達により、「上海市における外資研究開発センターの設立及び発展の奨励に関する規定」（“規定”）を公布した。

「規定」の主な内容は次のとおりである。

定義：

外資研究センター：外国投資者が設立し、自然科学及びその関連科学技術分野の研究開発及び実験開発（研究開発活動サービスのための中間試験を含む）に従事する機関を指す。研究開発の内容には基礎研究、応用研究、製品開発などを含む。

グローバル研究開発センター：独自の研究開発技術プラットフォームを有し、グローバルな研究開発プロジェクトの重要なステップと大部分のプロセスを担い、研究開発プロジェクトの進捗がグローバルな活動と同一歩調をとる機関を指す。

外資オープンイノベーションプラットフォーム：外資研究開発センターの革新的なモデルであり、施設、設備、研究開発場所、専門的な指導を提供し、その技術、人材、資金、データなどの資源を活用することにより、中小企業、イノベーションチームとのプロジェクト協力を推進し、協力的イノベーションを実現する研究開発センターである。

認定条件：

外資研究開発センターの認定を申請する場合、以下の条件を満たさなければならない。

- ▶ 法に基づき上海市で設立された外商投資企業であること
- ▶ 明確な研究開発分野及び具体的な研究開発プロジェクト、固定的な場所、科学的研究に必要な機器、設備及び他の必要な科学的研究条件を有すること
- ▶ 研究開発投資の累計額が200万米ドル以上であること

グローバル研究開発センターの認定を申請する場合は、上述の条件に加えて、以下の条件も満たさなければならない。

- ▶ 親会社から世界最高レベルの研究開発センターとして授権され、かつグローバルな研究開発プロジェクトを担当していること
- ▶ 研究開発投資の累計額が1千万ドル以上で、前年度の研究開発投資が親会社の全世界の研究開発投資に占める割合が10%以上であること

外資オープンイノベーションプラットフォームの認定を申請する場合は、以下の条件を満たさなければならない

- ▶ 投資総額が200万米ドル以上であること
- ▶ 面積が1,000平方メートル以上の研究開発場所を有すること
- ▶ 契約した研究開発イノベーションプロジェクトが10件以上あること
- ▶ 協力的イノベーションに必要な施設、設備及び国際的な専門家の指導があり、国際化された技術、人材などの資源を備えていること

資金助成：適格のグローバル研究開発センターは、地域本部の発展特別資金に関する規定に基づき、設立や賃貸のための資金助成を受けることができる。

税務上の支援：国家の関連規定によれば、適格の外資研究開発センターが科学的研究、科学技術開発用品を輸入する場合は、輸入関税、輸入増税、消費税が免除され、国産設備を購入する場合は、増税が全額還付される。

政府支援: 各区政府、重点機能区及び開発区は本区の実際の状況に合わせ、外資研究開発センターの発展を支援するための政策措置を策定し、外資研究開発センターの発展に有利なビジネス環境を整える。

「規定」は2020年12月1日から2025年11月30日までの期間有効である。

「規定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20201124/585e07c468d24a2eb8adf9ca1420ea5d.html>

▶ 「外商投資安全審査弁法」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]37号)

概要

2019年に公布された「外商投資法」では、国家は外商投資安全審査制度を確立し、国家の安全に影響を与える可能性のある外商投資に対して安全審査を行うと規定している。「外商投資法」を着実に実行するために、国家発展改革委員会、商務部は2020年12月19日付で、「外商投資安全審査弁法」(「安全審査弁法」)を公布した。「安全審査弁法」は公布日から30日後の2021年1月18日から施行される。

「安全審査弁法」は23条から成り、主な内容は次のとおりである。

審査範囲:

- ▶ 軍需産業、軍需関連などの国防・安全に関わる分野への投資、及び軍事施設、軍需施設周辺地域への投資
- ▶ 国家の安全に関わる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大装備製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要な文化製品及びサービス、重要な情報技術とインターネット製品及びサービス、重要な金融サービス、基幹技術及びその他の重要な分野への投資で、かつ投資先企業に対する実質的支配権を得る場合

申告メカニズム: 外国投資者または国内の関連当事者は投資を実施する前に、審査範囲に属する投資を自主的に申告しなければならない。申告すべきだが、申告していない外商投資に対して、外商投資安全審査作業メカニズム弁公室は期限を定めて申告を求める権限を有する。

手続き及び期限: 審査手続きは通常、予備審査(15営業日内)、一般審査(30営業日内)、特別審査(60営業日、必要な場合)を含む。

懲戒措置: 申告拒否、虚偽申告、付加条件の不実行などの違反行為がある場合、当事者に対し、期限を定めて持分または資産を処分するよう命じる。また、その不良信用記録を国家の信用情報システムに組み入れ、かつ国家の関連規定に基づき合同懲戒を実施することができる。

「安全審査弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/19/content_5571291.htm

2. その他

▶ 國務院常務會議による地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効・実施に関する作業の手配

概要

國務院の李克強総理は2020年12月1日、國務院常務會議(“會議”)を開催し、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(“協定”)の発効・実施に関する作業を加速するよう手配した。

李克強総理は関係部門に対し、「協定」に照らして業務の分担及び期限を明確にし、「協定」の発効・実施に向けた国内の関連作業をできるだけ早く完了するよう促した。主な内容は以下のとおりである。

- ▶ 部門間の連携を強化し、国内の批准手続きを加速して、物品貿易、サービス貿易、投資、自然人の移動などの分野の開放を推進する。貿易・投資の自由化及び利便化、知的財産権の保護、貿易救済、電子商取引、政府調達、中小企業、経済技術協力の推進に関して、より高い水準のルールを実行する。
- ▶ 「協定」の実施後は、地域内の物品貿易においてゼロ関税の適用される製品の数量が90%に達することから、関税譲許、税関手続きの簡素化、原産地規則に係る技術的な準備、製品基準の統一や相互承認などに関する、「協定」の実施に関わる措置の策定を急ぐ。急送貨物や腐敗しやすい貨物については、6時間以内の通関の実現を目指す。
- ▶ 「協定」におけるサービス貿易の開放に関するコミットメントは、締約国間の現有の自由貿易協定(FTA)の水準を顕著に上回る。研究開発、マネジメントコンサルティング、製造業に関わるサービス、介護サービス、専門設計、建築などの多くのサービスに対する中国の新たな開放のコミットメントに従い、開放に係る措置を逐一着実に実行する。

- ▶ 投資ネガティブリストに関するコミットメントを着実に実施し、リスト以外に外商投資に対する新たな制限を設けてはならない。
- ▶ 知的財産権の全面的保護のコミットメントを実現し、著作権、商標、地理的表示、特許権、遺伝資源などをすべて保護範囲に入れる。そのほか、電子認証と署名、オンライン個人情報保護、サイバーセキュリティ、越境電子方式情報伝送などの条項を実行する。
- ▶ 地方政府、業界団体、企業に向けた「協定」の実施に関する説明、研修を強化し、広範な企業などが「協定」の規則を熟知、把握し、より広い範囲、高い水準の開放と競争がもたらすチャンスと課題を全面的に認識して、市場競争の中で協力と発展の余地を広げられるようとする。

会議に関する公式情報の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2020-12/02/content_5566490.htm

- ▶ 「『市場参入ネガティブリスト(2020年版)』の公布に関する通知」(発改体改規[2020]1880号)(“1880号通達”)

概要

2020年12月10日、国家発展改革委員会及び商務部は1880号通達により「市場参入ネガティブリスト(2020年版)」(「2020年ネガティブリスト」)を公布した。

「2020年ネガティブリスト」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」(発改体改[2019]1685号)(「2019年ネガティブリスト」)と同様に、「2020年ネガティブリスト」には禁止類、許可類の2分類が含まれる。参入禁止事項に関しては、市場主体は参入することができず、行政機関も審査・承認をしない。参入許可事項に関しては、市場主体が申請を提出し、行政機関が法規に基づき参入可否を決定する。市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、業務については、各種の市場主体は法に基づき平等に参入することができる。
- ▶ 市場主体の参考となるように、既存の法律、法規、国务院の決定などによって明確にされ、かつ市場主体の投資経営活動と密接に関連する禁止規定が、「2020年ネガティブリスト」の添付の形で列挙されている。

- ▶ 「2019年ネガティブリスト」に比べ、「2020年ネガティブリスト」は8項目減少し、合わせて123項目が列挙されている。

「2020年ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj//202012/t20201216_1252897.html

「2019年ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201911/t20191122_1204473.html

税関法規

- ▶ 「『中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法』の公布に関する令」(税関総署令[2020]245号)(“245号令”)

概要

2020年12月21日、税関総署は245号令により、新しい「中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法」(「新管理弁法」)を公布した。「新管理弁法」は2021年3月1日から施行され、税関総署令[2018]240号により改正された「中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法」(「2018年版管理弁法」)は同時に廃止される。「新管理弁法」の主な内容は以下のとおりである。

- ▶ 輸出入貨物の減免税申請は、「2018年版管理弁法」に規定する減免税の届出、審査・認可手続きに代わり、審査・確認手続きによることになる。所轄税関は減免税の審査・確認申請を受理した日から10営業日内に審査を行い、確認意見を出さなければならない。減免税の届出を行う必要はない。
- ▶ 所轄税関の確認意見については、「2018年版管理弁法」に規定する「中華人民共和国税関輸出入貨物の関税徴収/免除証明」に代えて、「中華人民共和国税関輸出入貨物の関税徴収/免除確認通知書」を交付する。
- ▶ 減免税の申請者が税額担保により貨物を先に通関させる手続きを行う必要がある場合、所轄税関は「2018年版管理弁法」に規定する「中華人民共和国税関減免税貨物の税額担保証明」に代わり、「中華人民共和国税関減免税貨物の税額担保通知書」を交付する。

「新管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3475961/index.html>

「2018版管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1868425/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|--|---|
| <p>▶ 北京
堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>西本 靖司
監査
+86 135 2029 7030
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>北原 遼一
金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com</p> <p>三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>万家駿
法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晃
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塙原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|---|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬(Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー・ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー・ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2021 Ernst & Young (China)
Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03011879

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

